

【個人開設】診療所の開設許可（届出）事項中一部 変更届

- ◆ 医師・歯科医師が開設した診療所・歯科診療所が、下記事項を変更した場合は、**変更後10日以内**に、変更の届出を行う必要があります。構造概要（構造設備・用途・病床数）の変更については、事前にご相談ください。
- ◆ **診療所開設許可（届出）事項中一部変更届【変更届】**の様式と**【添付書類】**をそれぞれ**2部ずつ**（保健所提出用、開設者控え（副本）用）ご提出ください。

変更後10日以内に届出が必要な主な事項と添付書類

変更事項	必要書類	注意事項
(1) 開設者の住所、氏名（名称）	【変更届】 必要 【添付書類】 ※	※開設者の住所変更又は、姓名変更によるものが該当します。 ※姓名変更の場合は、書き換え後の免許証の写しが必要です。（要原本照合）。 ※開設者を交代する場合は、廃止・新規開設の手続きが必要です。
(2) 施設名称	【変更届】 必要 【添付書類】 不要	医療機関の名称は、広告と扱われるため、医療広告ガイドラインや関係法令に沿ったものにしてください。
(3) 所在地の表示	【変更届】 必要 【添付書類】 不要	診療所を移転する場合は、新たに診療所の開設手続きが必要です。
(4) 診療科名	【変更届】 必要 【添付書類】 ※	※麻酔科を新たに標ぼうする場合は、麻酔科標ぼう許可証の写し。 ※標ぼう可能な診療科名については、「医政発第0331042号 平成20年3月31日 広告可能な診療科名の改正について」を参照ください。
(5) 外来診療標ぼう時間	【変更届】 必要 【添付書類】 ※	※診療している曜日・時間の全て[変更前] [変更後]を記入する必要があるため、変更届に記入できない場合は、別紙を添付してください。 ※(5)標ぼう時間の変更＝(11)診療に従事する医師・歯科医師の診療時間の変更 に該当するため、(11)も○をし、[変更前] [変更後]の記入もしてください。
(6) 管理者の住所・氏名	【変更届】 必要 【添付書類】 必要	※管理者の住所変更や姓名変更によるもの。 ※姓名変更の場合は、書き換え後の免許証の写しが必要です。（要原本照合）。 ※個人開設の場合は、管理者＝開設者になるため、管理者交代の場合は、新たに診療所の開設手続きが必要です。

変更事項	必要書類	注意事項
(7) 医師である開設者が他に開設、管理又は勤務する医療機関の状況	【変更届】 必要 【添付書類】 ※	※他の医療機関に勤務する場合は、診療所開設（管理）承諾（証明）書の添付が必要です。 ※様式は、1の開設届のページにあります。
(11) 診療に従事する医師、歯科医師の氏名、担当診療科名、診療日、時間	【変更届】 必要 【添付書類】 必要	※新たに医師・歯科医師を雇用したときは、免許証の写し及び履歴書を添付してください。 ※免許取得日が医師は平成 16 年 4 月以降、歯科医師は平成 18 年 4 月以降の場合、臨床研修終了登録証の写しも添付してください。 ※免許証及び臨床研修終了登録書は原本照合を行うため、原本の持参が必要です。 （原本照合は開設者の責任で行うことも可能です。その際は、「原本と相違ないことを証明する」と記載し、確認した日付・開設者の押印が必要です。） ※医師、歯科医師の氏名、担当診療科名、診療日、時間を全て[変更前] [変更後]を記入する必要があるため、変更届に記入できない場合は、別紙を添付してください。
(12) 薬剤師の氏名、勤務日、勤務時間	【変更届】 必要 【添付書類】 必要	※新たに薬剤師を雇用したときは、免許証の写し及び履歴書を添付してください。 ※婚姻等による姓名変更の場合は、書き換え後の免許証の写しが必要です。 ※免許証及は原本照合を行うため、原本の持参が必要です。 （原本照合は開設者の責任で行うことも可能です。その際は、「原本と相違ないことを証明する」と記載し、確認した日付・開設者の押印が必要です。）
(13) 従業員の定員	【変更届】 必要 【添付書類】 不要	※外来標ぼう時間中に在院されるスタッフ人数（一日最大数）を記載してください。（従業員の人数変更は該当しません） ※その他、従業員の内訳を記載
(14) 敷地の面積、平面図	【変更届】 必要 【添付書類】 必要	※[変更前] [変更後]の敷地平面図及び、 [変更後]の敷地面積がわかる書類
(15) 建物の構造設備の概要及び平面図	【変更届】 必要 【添付書類】 必要	※各室の用途を示した[変更前] 及び[変更後]の診療所平面図 ※その他、契約書等も必要になる場合があります。
(16) 病床数及び病床種別ごとの病床数並びに各病室の病床数	【変更届】 必要 【添付書類】 必要	※増床又は病室の移転等を行う場合は、新たに病床設置許可事項中一部変更許可申請及び構造設備使用許可申請が必要です。詳しくは、医療衛生企画課までお問合せください。

申請及び届出は、医務担当窓口までご提出が必要ですが、やむを得ない事情がある場合は、郵送も受付ております。その際は必ず**切手を貼った返信用封筒**又は、**レターパックの同封**をお願いします。
また、書類の不備や補正が多発しております。郵送での申請にあたっては、内容についてメール等で**事前相談**を行ったうえで送付いただきますようお願いいたします。また、**ご担当者のお名前と連絡先**を記入してください。